

平成25年度第1回宗像市都市計画審議会議事録（案）

平成26年1月27日（月）10:00～
宗像市役所3階304会議室

委員出欠表（ <input checked="" type="checkbox"/> 出席 <input type="checkbox"/> 欠席）			
<input checked="" type="checkbox"/> 黒瀬委員	<input checked="" type="checkbox"/> 日高委員	<input type="checkbox"/> 大方委員	<input checked="" type="checkbox"/> 萩島委員
<input checked="" type="checkbox"/> 花田委員	<input checked="" type="checkbox"/> 清水委員	<input checked="" type="checkbox"/> 新留委員	<input checked="" type="checkbox"/> 安部委員
<input checked="" type="checkbox"/> 吉田(剛)委員	<input checked="" type="checkbox"/> 吉田(晴)委員	<input checked="" type="checkbox"/> 田邊委員	<input type="checkbox"/> 赤星委員
<input checked="" type="checkbox"/> 江口委員			

次 第

- 1 開 会
- 2 会長代理の指名
- 3 議事録署名委員の決定
- 4 審 議
 - 第1号議案 宗像都市計画公園の変更（宗像市決定）
 - 第2号議案 宗像都市計画地区計画の変更（宗像市決定）
 - 第3号議案 宗像市景観計画の策定
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

配 布 資 料

- | | |
|--------------------|---------|
| 1 議案書（第1号・2号・3号議案） | ・・・事前送付 |
| 2 参考資料（第1号・2号議案） | ・・・事前送付 |
| 3 付議書の写し（第1号・2号議案） | ・・・当日配布 |
| 4 諮問書の写し（第3号議案） | ・・・当日配布 |
| 5 宗像市都市計画審議会条例 | ・・・事前送付 |
| 6 宗像市都市計画審議会の運営方針 | ・・・事前送付 |
| 7 宗像市都市計画審議会傍聴要領 | ・・・事前送付 |
| 8 当日配布資料 | ・・・当日配布 |

平成25年度第1回宗像市都市計画審議会議事録

○事務局

それでは審議会の開会に先立ちまして、現在11人の委員のご出席をいただいておりますので、2分の1以上の定足数に達しておりますことを委員の皆様にご報告させていただきます。

次にご手元の資料の確認をお願いいたします。

《配布資料の確認》

○事務局

ありがとうございました。あとは会長をお願いいたします。

○会長

それでは、改めまして、事務局からご報告のとおり定足数に達しておりますので、ただいまから、平成25年度第1回宗像市都市計画審議会を開催いたします。

まず、会長代理の指名でございますが、宗像市都市計画審議会条例第5条により、私の方で指名するようになっておりまして、日高先生に是非お願いしたいと思っております。日高先生よろしいでしょうか。

○日高委員

異存ありません。

○会長

ご了承いただきましたので、会長代理は日高先生にお願いします。

次は、審議会の議事録署名委員の選出でございますが、運営方針に基づいて決めさせていただきます。それでは事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。委員の皆さんの名前札に番号がついております。これが委員番号となります。議事録署名委員ですが、1番の会長を除いて番号順にお二人ずつお願いしたいと考えております。なお、ご欠席の場合は順次、次の番号の委員にスライドするというので、本日は、2番委員の日高委員と4番委員の萩島委員にお願いしたいと考えております。また議事録の作成方法は今までどおり原則、発言者とその内容をすべて記録し、ホームページ上で公開する方向で行いたいと考えております。

○会長

皆さん、議事録署名委員と議事録の作成方法について、今説明がありましたが、よろしいでしょうか。

—「はい」の声—

○会長

それでは、日高委員、萩島委員に議事録の署名委員をお願いします。

○事務局

ここで、都市建設部長から本日の審議案件につきまして、審議会への附議及び諮問をさせていただきます。先ほどお配りいたしました附議書と諮問書をご覧ください。

《付議書、諮問書の読上げ》

○会長

それでは、附議と諮問を受けましたので、審議に入りたいと思います。本日は、二つの附議案件と一つの諮問案件がございます。まず第1号議案について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案、宗像都市計画公園の変更案について説明いたします。

資料は事前にお送りしております第1号議案の3ページと参考資料の第1号議案の1ページと2ページでございます。よろしいでしょうか。

今回の宗像都市計画公園の変更は、区域の縮小、追加と名称の変更でございます。位置につきましては、第1号議案の3ページでございます総括図にお示ししているとおりでございます。

まず初めに、区域の変更です。葉山4号公園は、JR赤間駅より南下した自由ヶ丘団地の東側に位置し、土地区画整理事業により用地を産み出した公園でございます。土地区画整理法の公園として担保するため、昭和48年11月に約2,800㎡全体を都市計画決定いたしました。

区域の変更につきましては、参考資料の2ページの新旧対照図をご覧ください。当初につきましては、図面の青の部分、約1,500㎡を公園として整備しまして、黄色の部分約1,300㎡につきましては、公園を整備するまでの間、地域の集会所として整備が行われてきました。その後、この地域に隣接した場所で開発が進みました。公園用地がこの地域に十分確保され、また、集会所の存続の要望が住民からも多く聞かれたことから、葉山第4号公園を現在整備済の範囲で縮小し、新たにその補てんとして、近隣に新設された桜花公園を追加するものでございます。

次に、名称の変更であります。宗像市総合公園は、昭和59年に、総合公園として都市計画決定した公園でございます。その後、ふれあいの森総合公園と明天寺公園が総合公園として、計画決定され、総合公園が宗像市では3箇所となりました。そこで公園の名称を分かりやすくするため、今回、変更することになりました。公園の名称につきましては、宗像市総合公園の中がございます、総合市民センターの愛称である「宗像ユリックス」が市内外に浸透しているため、その愛称を用いまして「宗像ユリックス総合公園」に名称の変更を行うものでございます。変更の内容につきましては、参考資料の1ページの新旧対照表をご覧ください。変更点としまして、今回は、名称及び位置の表記の変更でございます。

なお、今回の計画案を本年1月6日から20日までの間、都市計画法第17条に基づきまして、公衆の縦覧に供しましたが、市民及び利害関係者からの意見書の提出はございませんでしたので報告します。

また、名称の変更は、軽易な変更ということになりますので、縦覧手続きは行っておりません。

以上が第1号議案の変更内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長

ただいま、事務局から第1号議案について説明がありましたので、質疑応答に入りたいと思います。まず、事前に質問書が提出されているとのことですので、事務局から

の説明をお願いいたします。

○事務局

事前に1号議案に関しまして、質問が出ておりますのでその回答をしていきたいと思っております。当日配布資料の2ページにそれをつけておりますので、ご覧ください。1号議案につきまして、まず3点の質問が出てございます。

まず1点目でございます。宗像ユリックス総合公園に名称変更することによるメリットの説明及び現状、宗像市総合公園を変えなければならない根拠は。という質問でございます。これの回答でございますが、宗像市総合公園は、宗像市で当時唯一の総合公園として都市計画決定されました。その後、2つの総合公園が追加されたため、名称を分かりやすくする必要があったことや、総合市民センターの愛称である「宗像ユリックス」が市民に定着していることを踏まえ、今回、名称の変更を行うものです。という回答でございます。

続いて2点目でございます。名称変更した場合に発生する経費、例えば看板の変更、地図の変更、パンフレットなどの変更に必要な経費などを具体的に。というご質問でございます。この回答でございますが、宗像ユリックスの名称は、既に看板や地図、パンフレットに使用されており、特段の経費は発生しないということでございます。

3点目でございます。葉山第4号公園から外された部分の用途は今まで同様公民館と考えてよいのかというご質問でございます。この回答でございますが、葉山第4号公園の縮小部分については、これまでと同様にその用途は、公民館として使用いたします。以上でございます。

○会長

事前質問については、以上の答えのとおりですけれどもよろしいでしょうか。もしよろしければ、その他の質問に移りたいと思えます。

それでは、その他に質問がありましたらよろしくをお願いいたします。意見ということでも結構です。意見等が第1号議案に対してありましたらお願いいたします。

○新留委員

意見ではなく、質問ですがいいですか。

○会長

はい。どうぞ。

○新留委員

葉山の公園の件ですけど、公民館というのは行政区の公民館ですので、行政区の財産になっているのでしょうか。土地の関係で言えばどうなるのですか。このままの行政としての土地に公民館が建っているという認識でいいのでしょうか。そのあたりがよく分からないのですが。

○会長

それでは、お答えを事務局からお願いいたします。

○事務局

地元の公民館の用地につきましては、基本的には市の財産ということで、今回のところも同じ市の財産です。今まで、公園の所管だった部分が、所管的にはコミュニティ・協働推進課に替わるというだけで、持ち物としては市の財産であること変わりございません。

○会長

それでは、ほかにご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

では、ほかにはないようですので、採決を取りたいと思います。第1号議案都市計画公園の変更について、意義のある方、つまり反対の方はいらっしゃるでしょうか。いないようであれば、異議なしということで、第1号議案は可決ということにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—「異議なし」の声—

○会長

それでは、異議なしということで第1号議案は可決されました。続きまして、第2号議案について説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、第2号議案、宗像都市計画地区計画の変更案について、ご説明いたします。

資料は事前にお送りしております第2号議案の4ページの総括図と参考資料の第2号議案の1ページから3ページでございます。

今回の荒開地区の地区計画の変更は、区域の拡大と建築物の高さの変更でございます。荒開地区につきましては、総括図にお示ししておりますように、宗像市の北東部に位置しております、市営住宅の良好な住環境の維持及び保全を図る目的で、平成25年4月に地区計画の決定を行いました。

今回、市営住宅の建替計画がございまして、中層住宅地として計画を行ってまいりましたが、良好な住環境や自然環境に配慮するため、低層住宅地への変更を行うものです。

中層住宅から低層住宅に変更することで、現在の地区計画の区域では建築が困難となったため、周辺の景観や自然環境の保全を考慮いたしまして、必要最低限の区域の拡大を行うものでございます。

変更の内容につきましては、参考資料の1ページと2ページの新旧対照表をご覧ください。変更部分は1ページ目の面積、それと地区計画の目標及び土地利用の方針と、2ページ目の建築物の高さでございます。下線の部分が変更の部分となっております。

また、区域の変更につきましては、参考資料の3ページの新旧対照図をご覧ください。水色の部分が当初決定した区域でございます。それと桃色の部分が今回、拡大する区域でございます。

なお、今回の計画案を本年1月6日から20日までの間、都市計画法第17条に基づきまして公衆の縦覧に供し、市民及び利害関係者からの意見書の提出が1件提出されましたので報告いたします。

提出されました意見の要旨につきましては、当日配布資料の1ページに記載されているとおりでございます。

以上が第2号議案の変更内容でございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○会長

ただいま、事務局から第2号議案について説明がありましたので、質疑応答に入りたいと思います。まず、事前に質問書が提出されているとのことですので、質問書について説明をお願いいたします。

○事務局

はい。それでは、第2号議案に関する事前質問ということで、先ほどと同じく当日配布資料の2ページをご覧ください。2号議案に関しましては、2点の質問が出てございます。まず1点目、住民説明会の状況についてということでございます。この回答でございますが、一昨年秋の建替え計画、構造に関しての建替え計画の変更後、荒開自治会役員含む建設対策委員会を6回、全体説明会を4回、あわせて周辺住民説明会を1回開催しております。

構造の変更に対する意見は特にありませんでしたが、老朽化が著しいということから、早期建替えを切望する声が以前から強かったため計画の変更に伴う工期への影響に関する意見が大半でございました。

2点目でございます。建替え計画が低層住宅として確定したのは世界遺産の諮問による指導が原因か。というご質問でございます。この回答ですが、宗像・沖ノ島と関連遺産群の世界遺産登録の関係専門家からの意見を踏まえ、現在の周囲の景観と調和した平屋建てを基本とする計画への変更に至ったものでございます。以上でございます。

○会長

事前説明、事前質問については以上ということですが、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○安部委員

はい。世界遺産の諮問による指導が原因かというところの回答についてですが、意見を踏まえということなのですが、要はこの世界遺産の諮問委員会からのいろいろな意見が今後のまちづくりに影響したというふうに認識したのですが、これについては市としてはどうお考えなんでしょうか。

○会長

それでは、市の方からお答えをお願いいたします。

○事務局

影響したと云えば、現実には影響はしております。当初、中高層の建築物として、計画をしておりましたけども、先ほどご紹介しましたように、意見を踏まえまして、低層系の方が望ましいということで、低層系に変更いたしました。そういった意味では影響はしております。以上です。

○会長

はい、それでは、再度質問をお願いします。

○安部委員

影響したということでのご認識だと思うのですが、今後も、やはり世界遺産に関する専門機関からの指摘やご意見があった場合、当初の計画から変更される可能性もあるということで認識してよろしいですか。

○会長

市の方、お願いいたします。

○事務局

すみません。今後と言ったところではですね非常に微妙な問題ですので、何ともこの時点では、影響するかどうかまでの言及はできないのではなかろうかと考えております。そういった場合に、当然、関係課方面に意見を聞きながら、いろいろな手続等を進めていき

ますので、影響する場合もあれば、ない場合もあろうかといったところだろうと思います。

はい。

○会長

はい、どうぞ。

○安部委員

実際に中層で計画を進めるに当たって、パース図などいろんな準備をされての計画ですから、多くの予算が多分使われたのではなかろうかと思います。それに対してやはり世界遺産の観点からご指摘、そういう意見を踏まえて計画が変更されるということは、また低層に変えたために新たな経費が必要になるということになるのですが、これについては、その経費が上積みされてもなおかつさらに充実した景観をしなければならないという何か必要なものがあつたからという判断のもと、計画の変更を提案されたということで、よろしいでしょうか。

○会長

はい、どうぞ。

○事務局

今回は計画の変更につきましては、もともと中高層、3階建て程度だったと思いますが、それが低層系になったことによって、当然、面積が足りなくなったということです。そういったことについて区域が拡大したといったところでございます。都市計画的にはそういうこととございます。

○会長

はい、ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○新留委員

関連でいいですか。そもそも地区計画を中層から低層に変更するといった根本的な理由はですね。先ほど議論があつた、その世界遺産登録の関係専門家からの意見によって、変更したという認識でいいのでしょうか。そこをまず確認したいと思っています。

○事務局

はい、そのとおりだと思います。

○新留委員

そうすると、その世界遺産登録の関係専門家の具体的な意見とはどういったものだったものかということをお尋ねできますか。

○会長

それでは、市の方。

○事務局

専門家会議ですが、平成21年1月8日に宗像沖ノ島関連遺産群がユネスコの暫定リストに載りまして、それから学術的な協議を進めてきており、平成24年の8月4日に、宗像・沖ノ島関連遺産群の世界遺産にする資産を沖ノ島、宗像大社、宗像大社の中には沖津宮、中津宮、辺津宮、沖ノ島遥拝所がございますが、それと新原奴山古墳群にしようということが決まりました。それまではですね、沖ノ島だけでよいのではないかという意見が大半でございました。構成資産の決定を受けまして、宗像市といたしましては、資産を含む緩衝地帯の景観等の基準がございませんでしたので、市独自の公共施設等建築物、構造

物における景観形成基準調整会議というのを2日後の8月の6日に立ち上げまして、3回ほど協議いたしまして、最終的には9月7日の庁議におきまして公共施設等建築物構造物における景観形成基準を決定しております。それに基づいてですね、進められてきたわけでございます。その中で、先ほど申し上げました専門家の会議というのが平成24年11月21日に開催されまして、このデザインは不調和に映るとかですね、世界遺産の動きにおいては障害要因になると考えるという意見もございましたし、公共建築は率先して望ましいものを建てるべきである、自治体が気をつけないと市民だけが規制を強いられるということに見られる、公共建築デザインの上で他をリードすべきであるとか、最後には厳しい意見があったのですが、これを建てるのであれば世界遺産をやめなさいという強いご意見もあったということでございます。以上でございます。

○会長

はい、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○新留委員

意見としては大変厳しいものがあって、建てたらもう世界遺産登録はダメだよと、見通しないよと。最終的には厳しい意見であったと思います。それで変えたと。当初から、この荒開団地の建替えは、市営住宅の建替えの計画の中にずっと載っていたわけですよ。その関連遺産群も含めて世界遺産登録にすることが平成24年の8月には決まったということですが、その時点で世界遺産登録をするということは、景観上の問題を特別に重視する点は当初から分かってなかったのかなと思うんですよ。私もあんまり専門家ではないので、その点のことはよく分からないのですが、全部後追いになってしまっていて、そうであれば当初からそういうことも含めて一体的に市では論議がされてなかったのかと思うのですが、そのあたりの経過はお尋ねできますか。

○会長

はい、それでは市の方からお願いします。

○事務局

今日はですね。都市計画審議会なので、地区計画の変更という議論をしています。その視点から回答させていただきます。当初分からなかったのかということなのですが、ご存知のとおり昨年4月2日に玄海地域を都市計画区域に線引き都市計画ということで拡大しております。調整区域になるということなので、主要な施設、建替えの可能性があるところなどについては、ニュータウンを始めですね、建築物の建つところについては、地区計画という手法で緩和して建てられるようにしてきたということです。その時点で、世界遺産がどうであれ、地区計画としては既存の区域内での計画とされており、特に今回拡大しようとする部分は農振農用地になりますので、もし事前に分かっていたにしても、その時点で農振農用地を除外してまで地区計画を張ることはできなかったというのが結論ということです。ですから、既存の用地内で地区計画を張って、その中で建替えを検討してくださいというのが都市計画課からの回答でございます。都市計画で言うとそういう次第です。

○会長

はい、どうぞ。

○新留委員

そうだと思います。それで、議会でもですね、当初は3階建ての市営住宅に改修するという提案が、具体的にもされてきて、設計段階のところまで出てきたわけですね。それで今回の世界遺産登録の関係専門家の意見で、これが中層から低層に変わり、そして3階建が平屋に変わるということになって地区計画も変更になったということですよ。経過はそういうことだと思うのですが、この世界遺産の関係専門家からの意見はですね、かなり重きを置かないといけないものだと思いますが、法的な縛りというものはないんですよ。意見ということであって。

○会長

はい、どうぞお願いします。

○事務局

法的な縛りはございません。ただし、国内では推薦書を出したときに、ほかの資産と比べて、バッファゾーンと言いますが、遺産の周辺の景観が守られてないということでご指摘を受ける場合があるということです。

○会長

はい、どうぞ。

○新留委員

はい、それで法的な縛りはないということなのですが、少し違う角度から質問したいのですが、この審議会の中ではですね、委員の会長の黒瀬先生も建築のご専門でいらっしゃいます。私は全然専門的な知識はないのですが、宗像市内の市営住宅はこれまで改修時は、ほとんどが3階建ての建替えをしています。今のところ、そういう形で市営住宅は市内に何箇所かあるわけですが、この市営住宅の耐久性の問題について、建築家から考えて、耐久性の問題として事務局というよりもむしろ先生にお尋ねしたいのですが、この平屋になった場合と、3階建ての鉄筋コンクリートの場合との耐久性の問題では専門的な知識からみてどうなのでしょう。

○会長

はい、ごく一般的に言うとRCの方が木造よりは残存期間が長いという、そういう資料はあると思います。ただしそれは、除却されてなくなってしまったということのカウントすると、木造の方が30年程度で除却されることは多いのでそうなるわけで、本当にそのRCと木造を除却せずずっと置いておいて、その上で、どちらの寿命が長いと言われるとそれはケースバイケースになっていくんじゃないかと思います。木造であっても、しっかり基礎や一つ一つの柱の大きさを少し大きめにとるとかですね、あるいは床下にしっかりコンクリートを張るとか、いろんな手だてをすれば、木造だから一概に寿命は短いということではなくて、ケースバイケースですね。一般的にRCの方が長いというのは、除却するのも面倒だし、RCの場合は除却しないものですからやはりデータとしてはRCの方が長寿命というデータはあると思いますけれども、実際にはケースバイケースで、木造だから寿命が短いというふうに言いきれないと思います。

はい、どうぞ。

○新留委員

やはり一般的には鉄筋コンクリートの方が長持ちするのではないかとというぐらいの知識なのですが、木造にしても本当に耐久性に重点をおいて、基礎にしっかりした基礎構造を

つくって、大きな柱を立てれば、鉄筋コンクリートに負けないくらいの耐久性を持つ建物もできると、その可能性があるということなんですよ。

○会長

はい、そうです。

○新留委員

そうなるそうですね、普通のお家のことを考えるとそういう木造の建築物を建てようと思ったら、予算がかなり、しっかり付かないとそういうものはできないのではないかなと私は思うのですが、今回の市営住宅の木造の建物は耐久性としてはどの程度のもを見込んでそういうふうになっているのですか。建築課の担当の方は。

○日高委員

ちょっと、よろしいですか。

まず、低層であって木造かどうかは分からないので、まずその点を確認させていただきたいのですが。

○事務局

ご質問について、回答させていただきます。まず、低層は木造でございます。どの程度のレベルのものを建てるかということでございますが、私どもの建てるものにあたりましては基本的に補助事業でございますので、補助の中に基本的な基準がございます。この基準にあわせた建物としか、今の時点では表現のしようがありません。

○花田委員

すみません。よろしいですか。

○会長

はい、どうぞ。

○花田委員

はい。要はですね、何年で償却するかということと坪単価を幾らにするかによって、持ちが違ってくると思いますし、建てた後にどれだけ手入れをするか、リフォームしていくかによっても償却の期間は違ってくると思います。だいたい、国の補助等でやれば、木造なら30年、RCなら50年、商工会の玄海支所がRCだから50年ですね。本所の方は鉄骨造だから確か30年ですかね、それ位で償却をするということにしていますので、後は手の入れ方、お金のかけ方だと思います。それによって黒瀬会長が言われましたように、柱とか基礎とかですね、梁を大きくするとか、筋交いをたくさん入れるとかによって違ってくると思います。

○新留委員

最後に1点だけいいでしょうか。

○会長

はい、どうぞ。

○新留委員

すみません。しつこく質問して申し訳ありません。最後にしますけど、今度の地区計画の変更で、例えば、建物の高さの変更、それから面積、そういう事を含めて、計画の変更で、新たな予算というのは、上乘せで予算が執行されるということでもいいのですか。

○会長

予算のことですが、事務局からお願いします。

○事務局

地区計画の変更でということですか。

○新留委員

地区計画の変更になりますよね。それに伴って、その当初、荒開団地は議会でも説明があったように3階建ての鉄骨になるとRCになるという計画がもうできていましたよね。それで、その変更によって、また設計の新たな計画を立て直すわけですから、そこには予算が上乘せされるという計画になっているということではないですか。

○事務局

おっしゃるとおり、計画を変更するので、それに伴って当然予算も見直すので予算も増減いたします。増えたものもあれば、例えば、先ほど先生がおっしゃいましたRCと木造でございますので、建築費が変わってきます。トータルでみると安くなっております。以上でございます。

○新留委員

トータルでみると安くなっていると、では当初の計画の予算の執行額とその金額が新たに出ますか。

○会長

具体的な金額ですが。

○新留委員

すみません。内容が違いますね。

○事務局

都計審なので、そのあたりは議会の方でお願いします。

○会長

3階建てより1階建ての方が単価の方が安くなるということはあると思いますが、土地を少し広げないといけなかったというそういうことはあると思います。

それでは、このこと以外に質問があれば。

はい、どうぞ。

○吉田(晴)委員

中層から低層になったから、面積を広げるという形で現在の住宅を維持すると。そこで、それに対して市営住宅のほかの場所、全体を含めてですが、空き状況などそのあたりを検討されて、あそこがいいのか、あるいはもっと都心に近いところのスペースがあるだとか、あそこに関しては拡大せずに低層として、ほかの方については別の場所に移るだとか、そのあたりは検討されたのか、されてないのかをちょっと尋ねたいのですが。

○会長

はい、それでは、市の方からお願いします。

○事務局

ご質問の件ですが、建設にあたりまして、既存の住宅に入居の方々のご意見を伺ったり、他地区の住宅の空き状況を確認したりということは当然行っております。ここは、特に玄海地域でございます。本当はもっと便利のいい所に移さなければいけないという意見も確かにございました。ただ、移してしまうと、地元のコミュニティに影響が出るだとか、地

元の方、既存の入居の方々もできるだけ地元を離れたくないなどの意見を踏まえまして、現在の位置に建替えを計画しております。以上でございます。

○会長

はい、ほかにご質問があればお願いします。

○花田委員

すみません。質問というより将来的なお願いですが、今の吉田委員の意見と同じような意見ですけども、これから、市営住宅がやっぱり古くなれば建替えていかなければいけないなど出てきますよね。将来に渡ってですね。例えば、日の里のURの公団、そういうところを何とか市がまとめて借り上げて、家賃の補助をしていくとかいうお考えはないのか、これからどうされていくのかですね、少しそのところをお聞かせください。

○事務局

はい、先ほどおっしゃいましたURの公団も含めまして、既存の民間が持っているマンションがそのままが空いているというのも事実でございます。当然、委員のご質問にあったように、この1棟をまるまる借りて住宅にするなど、これは十分に考えていかないとならないと考えております。

○会長

はい、少し時間がかかっておりまして、そろそろ区切りをつけられるといいかと思うのですが。よろしいでしょうか。

○新留委員

すみません。もう一点だけ簡単な質問です。

○会長

はい。

○新留委員

世界遺産登録の専門家の方のご意見ですが、先ほど公共施設には一定の縛りをかけるということで公共施設用のそういう景観を重視するようなことを市も協議していますよね。これは、民間になったら、民地の場合は建替えの時にそこの一体的な景観の調和のとれた縛りとかはというのは今後予想されることなののでしょうか。

○会長

はい、どうぞ。

○事務局

それは、この後3号でご説明いたします景観計画等で、公共施設、民間施設関係なく、高さだとか形状だとか色だとかですね、そういったものに関してある程度の基準を設けて進めていくということになっております。

○新留委員

いいですか。

○会長

はい。手短にお願いします。

○新留委員

その3号議案のところに書いてある新築とか増改築のときに限られていますというふう回答されていますよね。その点だけ、既存のところでは制限はかからないという確認で

すけどもいいですか。

○会長

はい、どうぞ。

○事務局

基本的には既存不適合ということになります。新築、増改築のときに基準に合わせたかたちで直していただきます。

○新留委員

はい、分かりました。

○会長

はい、それでは2号議案につきまして、異議のある方、反対の方いらっしゃいますでしょうか。

なしということであれば、異議なしということでも第2号議案を可決としたいと思います。よろしいでしょうか。

—「異議なし」の声—

○会長

はい、それでは異議なしということでも第2号議案は可決されました。

続きまして、第3号議案について説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案は、景観計画の策定ということでもございまして、本件につきましては景観法によりまして、都市計画審議会の意見を聴くということになってございます。

なお、この宗像市景観計画(案)、それと今日お配りしたのですが、当日配布資料ということで、景観まちづくりプラン(案)につきましては、平成24年度から設置しました市の附属機関であります「景観まちづくり検討委員会」、会長は日高委員でございしますが、この検討委員会におきまして審議等を重ねていただきまして、先日その答申をいただいたものでございます。

それでは、景観計画の策定の背景や経緯と合わせまして内容のご説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

なおですね、説明の前半部分につきましてはお手元に資料がございませんので、しばらくスクリーンをご覧くださいながらお聴きいただければと思います。

まず初めに、皆様に改めまして、むなかたの景観をご覧くださいたいと思います。

こちらは平成23年度に行いました景観写真コンテストの作品の一部でございまして。その時に市内あらゆる所の写真の応募をいただいたわけですが、その中でもこちらに映しております海、これは大島ですけれども、あと山ですね、四塚連山、それと川ですね、釣川の自然景観ですね。そして、神社これは宗像大社の辺津宮でございしますが、あと寺院ということで鎮国寺の紅葉、それから祭り、これは原町の大道芸まつりでございしますが、そういった歴史的景観の応募も数多くございました。

このコンテストでは合計500枚の写真が集まったわけですが、そのすべてを展示しました写真展もあわせて開催しております。

こちらはその来場者の感想の一部でございまして。ご覧のように、宗像の宝を発見したような思いだとか、宗像に生まれ育って誇りに思えるなどですね、感動的な声をたくさんい

ただいております。

このような来場者の方々の感想からキーワードを抜き出してみました。

まず、「綺麗、美しい、素晴らしい」、そして、「誇り、喜び、癒し、行ってみたい」と思わせる、さらには、「感謝、感動」をもたらす。そういう力をむなかたの景観は持っている。この写真コンテストを通じまして、むなかたの景観が人々にもたらす力の大きさを深く認識させられたところがございます。ということで、本市における景観まちづくりの目的ということでございます。今ご紹介したようなむなかたの自然景観、歴史景観、そういった宗像の景観を、まずはわがまちの貴重な資源、固有の宝であると認識するということですね。そしてこれを守り育てるということで地域の価値を維持したり、向上したりすると、そのことによって地域への誇りや愛着が高まり、さらに住みよいまちの実現へとつながっていくのではないかとこのように考えております。

今回策定する景観計画につきましては、住みよいまちにするための景観づくり、つまり例えば建物の色や工作物の高さなどを市民の宝であるむなかたの景観に配慮したものにしようというものでございまして、これはまさにまちづくりの一つの手法であり、また、まちづくりそのものでもあるというふうに考えておるところでございます。

それでは、参考までに、国内の景観行政の状況についても簡単にご紹介したいと思います。ご覧のように、平成16年に景観法というのが制定されたのですが、それに基づいてですね、全国で384の団体が、自治体が景観計画を策定しておりまして、全国の約2割の自治体が景観行政を積極的に推進しているという状況となっております。

続いて、本市の景観まちづくりの背景でございますけれども、まず本市の都市計画マスタープランですね。平成19年度に作成しましたが、そこにおきましても景観形成の基本方針として、ここに挙げております3つの方針を掲げておりまして、都市の魅力や活力を向上させるためにも景観施策は重要な役割を担っておるとこのように考えております。

またですね、現在宗像市と福津市、それと福岡県の三者で「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録に向けた取組みを進めておりますが、この世界遺産登録の推進にあたりましても、その構成資産自体の保護だけではなく、その資産周辺の景観のあり方が重要な意味を持っておりまして、法的担保のある景観形成のルールづくりが必要とされておるところでございます。

それでは、本市の景観まちづくりの経緯について改めてご紹介いたします。

本市では平成21年度から本格的に景観に関する事業を行ってきておりまして、それから平成23年度にかけては、市民の方々への啓発や意向把握、ワークショップなどを行ってきております。これらの成果を踏まえまして、平成24年度からはですね、今回お示ししております景観計画案などの策定に取り組んできておるところでございます。

冒頭でも申し上げましたが、これらの策定にあたりましては、附属機関である「景観まちづくり検討委員会」を平成24年度から9回にわたりまして会議をしていただきまして、先日の答申に至っておりますところでございます。

なおですね、景観形成のルールにつきましてはまた後ほどご説明いたしますけれども、今回ですね、特に重点を置いております玄海地域と大島地域につきましては、その周知徹底のために、説明資料を全戸に配布しましたほかに、各コミュニティ単位での説明会、あるいは全体を対象にした説明会、あるいは事業者を対象にした説明会も行ってきました。

す。

それでは、啓発・意向把握事業について、もう少し詳しくご紹介いたします。

まず、こちらは平成21年度に市民の方からの応募により作成しました「おすすめ景観マップ」というものでございます。これは、今日お配りしております「景観まちづくりプラン」の6ページにも載せております。

ちょっと見にくいかと思いますが、この地図上に数字が表示されておまして、これが「ここがおすすめだ」ということで市内外の方から応募のあった数でございます。これを見ますと、島部や海岸部の自然景観、さらには宗像大社や鎮国寺をはじめとする歴史的な景観に対して特に多くの票が集まっていることが分かるかと思えます。

続きましては、平成22年度に行いました市民アンケート調査の結果から一部抜粋してご紹介いたします。まちづくりプランの17ページにも載せてございます。

これはですね、宗像市の景観の満足度について調査した項目でございます。全体としては概ね満足との結果が得られておりますが、その中でもですね、特に神社、寺院などの歴史的な景観やですね、海、山、田園など、自然景観への満足度が特に高いという結果が得られております。

冒頭からの繰り返しになりますがこれが平成23年度の景観写真コンテスト事業でございます。こちらの写真はその金賞作品でございます。これは三郎丸ですね。田園と四塚連山の一部ですけど、それを背景とした景観でございます。これが金賞をとった作品でございます。以上で、啓発・意向把握の事業についてのご紹介を終わりますが、それでは改めて、各計画や条例それぞれの役割について簡単にご説明をいたします。

スクリーンの方をご覧ください。まず、「景観まちづくりプラン」でございますが、こちらは市全域の景観まちづくりの基本方針や地域ごとの方針を示したものになっておりまして、景観施策を進めていく上でのマスタープランの役割を担っております。

次に、今日の本題の「景観計画」でございますが、こちらは「景観まちづくりプラン」の方針に基づきまして、建築物や工作物の具体的な景観形成基準を定めたものになります。

この景観計画は景観法によって担保された計画ということになりますので、この計画が施行されれば、実際に具体的なルールが適用されるということになっています。

最後に、「景観条例」でございます。

こちらはですね、主なものとしまして一つには景観計画の景観形成基準の適用除外に関する事、さらにはですね今回大島地区に指定をしたいというふうに考えております準景観地区に関する事などを定めたものでございます。

それではですね、景観計画に入る前に「景観まちづくりプラン」についても簡単にご説明をいたします。

「景観まちづくりプラン」では、啓発・意向把握事業の結果等踏まえまして、本市の景観特性や課題ですね、全体的な方針などを示しております。こちらスクリーンと同じものが、プランの27ページにございます。こちらではですね、本市の景観の将来像といたしまして、4つの視点から景観形成の方向性を示しております。

まず1つ目が、景観ポイントという考え方でございまして、この図の中に赤、茶、緑の丸で示したものでございます。

2つ目ですが、地域ごとに、8つの色に分かれておりますが、これがエリアという考え

方でございます、現在の土地利用の状況に合わせましてエリア分けを行っております、そのエリアごとに景観形成の方針を示すというものでございます。

3つ目に、これらのエリアをつなぐ役割を担う、軸という考え方でございまして、図中の黄色や青色の矢印で示したものでございます。これによって地域間の景観をつなぎ、景観形成上の一体感を創出しようとするものでございます。

最後に景観重点区域という考え方でございまして、図中のピンクの斜線で示した範囲でございまして、市の景観形成を図る上で特に重要な地域として今回指定したいということでございます。

以上のようにですね、このまちづくりプランでは、このような方針を立てまして、景観形成の目指す姿を明確にしております。

またですね、スクリーンには載っておりませんが、景観まちづくりの目指すべき姿として、「海・山・川と歴史がつながる『むなかたの景観』を市民全員で守り育てる」という基本理念を掲げてございまして、市民全員の共通指針となることを目指しております。

それではですね、本日の本題であります「景観計画」の内容についてのご説明に入りたいと思います。まずは、その景観計画の対象とする区域でございまして、こちらがその区域図でございまして、お手元の景観計画の18ページに同じ図面がございまして。

景観形成のルールが適用される区域につきましてはご覧のように市全域としてございまして、この中でピンクの斜線がかかっている部分が、先ほどのプランでもご説明しました景観重点区域となっております。

これは、これまでの啓発・意向把握事業の結果と、さらには世界遺産の取組みも考慮いたしまして、設定しているということでございます。

なお、重点区域以外の部分につきましては、景観形成の一般区域というふうにしてございまして、重点区域とは別の基準、景観形成の基準を設けております。

そして、こちらですが、こちらは景観重点区域をさらに細かく区域分けしたものでございます。これは景観計画の20ページに同じ図がございまして。この色が付いている部分が景観重点区域でございましてけれども、この図の中に1番から5番までの番号がついております。この番号につきましては、沖ノ島と関連遺産群の構成資産を中心にして設定しました、いわゆる視点場というものでございまして、この視点場からどう見えるのかということによりまして、重点区域をさらに3段階に分けております。

具体的に申しますと、各構成資産の内外に設定した先ほどの視点場から見える範囲で、最も景観形成に与える影響が大きい範囲を重点区域のⅠ、構成資産の中でも大島の御嶽山ですね、展望所がございまして、そこから、海上、渡船がございまして海上から見える範囲でより積極的に保全・形成する範囲を重点区域のⅡ、そして、この重点区域Ⅱに次いでですね、積極的に保全・形成する範囲を、重点区域のⅢということにしております。

区域のⅠが最もきめ細やかな景観形成の基準、ルールとなっております、区域Ⅱから区域Ⅲへ行くほど基準が緩やかになっております。

そして、大島に関しましては、その周囲を紫のラインで囲んでおりますが、これは「準景観地区」の範囲でございまして、大島が沖ノ島と本土を結ぶ軸線上にあると、重点区域の中でも特に重要な位置に存在している。さらには都市計画区域外でもあるということから、より法的拘束力を強めるために準景観地区を指定しようとするものでございます。な

お、同じ重点区域の区分であれば、大島でも本土側でも、その景観形成基準ですね、ルールの内容については全く同じということになっております。

それでは、景観計画の景観形成基準の中身について見ていきたいと思っております。要点のみご説明いたします。スクリーンと同じものが景観計画の27ページにございます。

まず、こちらは景観形成一般区域の基準でございまして、この中で建築物の形態意匠ということで見てみますと「歴史的な風土や周辺の景観と調和した色彩」を使うなどですね、いわゆる定性的な表現のみでございまして、全体的に緩やかな基準としております。

続きまして、景観重点区域の基準でございます。こちらは建築物の基準の主なものを示したものでございます。

このイラストは景観計画に載っておりませんので、スクリーンをご覧ください。まず、建築物の位置・配置につきましては、山なみの稜線や松原のスカイラインを阻害しないように配慮していただくこととしております。また、屋根につきましては勾配屋根を基本といたしまして、その素材については瓦などの伝統素材を推奨するということにしておりますが、ほかの素材を使用する場合には色彩基準に基づくものとしております。この色彩基準につきましては、後ほどご説明いたします。

次に高さ・外観ということでございます。外観につきましても、屋根と同様、自然素材や伝統素材を推奨してございまして、ほかの素材を使用する場合には色彩基準に基づくということにしております。

また、高さにつきましては、重点区域ごとに異なっておりまして、重点区域のⅠは10m以下、区域のⅡは13m以下、区域のⅢは周囲から突出しない高さという設定をしております。

続いては、重点区域の工作物の基準でございます。工作物につきましては、工作物の種類ごとにそれぞれで設定しておりますので、それぞれでご説明いたします。

こちらにもスクリーンをご覧ください。

まず、塔状工作物でございますが、この写真のような屋外照明や柱などが該当します。先ほどの建築物と同様の高さ制限を設けているほかに、コンクリートや金属製の場合にはご覧のような茶色系の色彩基準の設定もしております。

続きまして、壁状工作物でございます。こちらは、擁壁や柵、ガードレール等が該当いたしますが、特に金属素材の場合にはですね、色彩基準に基づくということにしております。写真のように、周囲の背景になじむ色を使っておいただくということにしております。

次に、横断工作物でございます。横断工作物と申しますのは、高架道路とか橋梁などが該当します。こちらは重点区域ⅠとⅡの場合のみでございますが、特に水門とか堰の場合には色彩基準の設定をしております。

工作物の最後ですけれども、自動販売機につきましては別途基準を設けてございまして、その対象は重点区域ⅠとⅡのみとしております。ご覧のように建物に付属させ、建物と調和するような色彩を使用しておいただくということにしております。

続いては、開発行為等の基準でございます。開発行為等につきましては、のり面や擁壁ができる限り生じないように努めるということなどですね、屋外での堆積物や路外駐車場につきましては、周囲に植栽などを行い、目立たないようにしていただくこととしております。

それでは、先ほどから出ております色彩基準についてのご説明をいたします。スライドと同様の図につきましては景観計画の31ページでございます。

31ページにありますのは色彩基準のあくまで一例でございます、この図の中の赤い枠が建築物の外壁として使用できる色の範囲でございます。基本的には原色に近い色は避けるようにということになります。

そして、青い枠の中の色が屋根の色として使用できる色の範囲でございます。外壁と比較しますとこちらはやや明度も落として、できるだけ落ち着いた色を使っていたきたいという設定をしております。

それからもう一つ、左の列の上から2番目のYRというところですが、ここに緑の枠がございますが、こちらが工作物として使用できる色の範囲でございます。こちらは主にむなかたの自然景観になじむ茶系の色となるように設定しております。以上が景観形成の基準でございます。

続いてこちらでございますけれども、先ほども少し議論ございましたが、届出対象行為ということでございます。同じ表が景観計画の33ページでございます。

まずは、景観形成一般区域、景観重点区域以外の区域についてでございます。

この中ですね、例えば建築物につきましては、高さが15mを超えるもの、あるいは延面積が3,000㎡を超えるもの、こういった規模を持つ建物を、今後新たに建築したり増改築したりする場合にこの届出をしていただきたい、そして先ほどご説明した基準に従ってくださいということになっております。ただ、ご覧のように一般区域につきましては景観に与える影響が大きい、大規模なものを届出の対象としております。

続きまして、こちらが景観重点区域の届出対象行為でございます。これは、玄海地域、それから大島、地島などが対象となりますが、景観計画では34ページでございます。

まず、建築物で見てみますと重点区域Ⅰにおきましては、高さ5mを超えるもの又は面積が10㎡を超えるもの、重点区域ⅡとⅢにおきましては、高さ10mを超えるもの又は面積が150㎡を超えるもの、これらに該当するものを今後、繰り返しますが、新築したり建替えたりする場合に届出をしていただくということでございます。これは工作物についても同じことが言えますけれども、先ほどの景観形成一般区域と比べますと、景観重点区域におきましては届出対象となる範囲を広く取るような設定をしております。

なお、大島につきましては準景観地区ということで、届出ということではなく、建物・工作物は認定申請、開発行為については許可申請ということになりますけれども、繰り返しますが、申請の対象規模も基準も全く同じ設定をしております。

最後に手続きの流れについて、ご説明いたします。景観計画では36ページ、37ページでございます。

まず、ご覧のような届出や申請から行為着手までの間に、いわゆる手戻り、計画の変更とかですね、そういうことができるだけ生じないように、またその後の手続きを円滑に進めるためにも、事前相談や事前協議の場を設けておまして、この事前相談は任意のものでございます。ただし、事前協議につきましては必須と、必ず行ってくださいということでご考えております。事前協議とか事前相談の段階で、市のほうで設計図面などをもとに適正かどうか、基準に合っているかどうかの判断をまず行いますが、判断がつきにくいものなどですね、特に景観形成上重要なものですね、先ほどの緩衝地帯の中などですね、そ

ういったところに関しましては、景観アドバイザーなどへ助言を求めることができるということにしております。

そして、この正式な申請後、届出後に、先ほどご説明した基準に適合していれば行為の着手、建築行為などの着手となりまして、仮に不適合ということになりますと、勧告や公表ですね、あるいは変更命令なども制度上は行えるということになっております。

以上ですね、景観計画の要点のみご説明いたしましたが、本計画案につきましては昨年パブリックコメントを実施しておりますので、その内容についてご紹介いたします。

資料がございませんので、スクリーンの方ご覧ください。今回、景観計画を含めた4つの案件につきまして、昨年11月から12月にかけて行っております。その結果ですね、2件の意見をいただいております。

スクリーンをご覧ください。景観計画に関係する意見が1件と、本計画とは直接関係のない意見が1件出ております。

まず、景観計画（案）に関係する意見としまして、「電柱の高さを10m以下とする基準や、色彩基準の制限により、電力供給に対応できなくなる状況が予想される」というものでございます。

これに関しましてはですね、原案においても、景観アドバイザー等へ意見を聴いた上で、特に電柱などですね、その用途や構造上の理由からどうしても基準を満たせないという場合がございます。そういったものについては、認められれば、基準を適用しないことができるということにしております。ということでございますので、原案どおり対応できるということで、今回の対応としましては原案どおりとしております。

また、その他の意見としまして、ペットの糞尿の後始末に関する意見が出ておりましたが、これもやはり景観を形成する上では、非常に重要なお話であろうと思うのですが、今回の景観計画にはやはり制度上ですね、どうしても反映ができないということでございますので、これにつきましても担当課に既にお伝えしておりますし、また今後ですね、市の施策を進める上での参考とさせていただくということにしております。以上がパブリックコメントの実施結果でございます。

それでは、たいへん長い説明となりましたけれども、以上で第3号議案の説明を終わらせていただきます。

○会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から第3号議案について説明がありました。

なお、事務局からも説明がありましたように景観計画につきましては、景観法に基づいて都市計画審議会の意見を聞くということで、議決を求められているものではありませんので、よろしく申し上げます。

まず、事前に質問書が提出されているとのことですので、できたら説明をお願いいたします。

○事務局

はい。引き続きご説明いたします。

当日配布資料の2ページをご覧ください。3号議案に関しましては、2点のご質問が事前に出されております。まず1点目でございます。

街道地区につきまして、景観重点区域としての位置づけについて検討するとあるが、そ

の詳細はと。また、いつまでに誰が主体的に何を行うのかというご質問でございます。この回答といたしましては、旧唐津街道景観形成に関するルール作りをどうしていくのかということについてですね、地元の方で、議論して、合意形成をしていただく必要もあろうかというふうに考えております。

そのためにも、市からも、景観アドバイザー、先ほどご説明しましたけども、そういった制度を作りますので、そういったアドバイザー派遣するというようなことによって、この景観形成ということに関して、地域全体としての気運づくりにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

続いて2点目でございますが、街なみの景観の調和を図っている上で、通行人や近隣住民に危害を加えるような管理不全の建物などについての項目も必要ではないかというご質問でございます。この回答でございますが、景観計画は景観法に基づき、建築物や工作物の形態意匠や高さのルールを定めるということを目的としておりまして、その対象は先ほど申し上げましたように、新築とか増改築時に限られております。現存する管理不全建物のコントロールという意味で、景観計画に盛り込むことはできないというふうに考えておるところでございます。

事前質問に関しましては以上でございます。

○会長

はい、事前質問については説明がありましたが、よろしいでしょうか。

それでは、その他質問等ありましたらお願いいたします。

○吉田(晴)委員

はい。

○会長

はい、どうぞ。

○吉田(晴)委員

玄海地区を見た場合に、山の上に無線の塔が立っていますよね。あのあたりが非常に景観を尊重しないといけないところですが、お聞きしますと要するに、適用されるものは新築ないし増改築の時に限られるということですが、今建っているものについてですね、色彩的にその場の環境に調和するような色彩に変えるだとか、そのあたりのアドバイスができるのか、そういうことは全くできないのかをお尋ねしたいのですが。

○会長

はい、では、市の方から説明を。

○事務局

そうですね。景観計画の制度上で言いますと、法的な裏づけはないということになりますが、やはり今後は、お願いは当然できるだろうと思っております。

○会長

はい、ほかにございませんでしょうか。

最初にご案内いたしましたように本議案は議決ではなくて意見があれば聞くということですので、一つは原案どおりとして特にほかの意見はなしというまとめ方があります。ほかにはですね、原案どおりするけれども意見を付すという方法がございます。

いずれでも結構なのですが、20分程度の説明をいただきましたけれども、かなり労作

と言いますか、非常に大変な景観計画・プランを作ってこられまして、なかなか簡単な意見をつけるというのは、この場ですぐというのは少し難しいかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

今後、また見直しとかですね、深めていく必要はあろうかと思えますけれども、取りあえず、最初の段階では原案どおりということで、特に意見なしということでもよからうかと思えますが、どうでしょうか。

○花田委員

すみません。意見というかお願いですけれども、事前協議等の手続きがありまして、それを皆さんが守っていただけるのか、守らない人が出るなど、例えば、色や形ですね、そういう人が現われたと時にどういう対応の仕方をされるのかですね、そのところは事務局の方で考えて将来に渡って、考えていただければありがたいなと思えますね。

○会長

事務局の方で今の言葉について、確認と言いますか、市の考え方を言っただけだとありがたいのですが。

○事務局

はい、これはですね、花田委員のおっしゃられたことはまさに景観計画が、絵に描いた餅にならないようにするために非常に重要なことだと思っています。まず、周知徹底をやっていかないといけないですけれども、そういったことをしっかりとやっていきたいと思っています。

○花田委員

すみません。同じことですが、私は景観の委員をしていますので、あまりここで質問等はできないのですが。全国で、条例等で罰則規定というようなことを設けられたりした自治体があれば調査されて、そういうことをされたらよろしいのかなと思えます。よろしく、お願いします。

○会長

まあ、罰則規定については多分あるとは思いますが、今後、調べて、見直しなどができていけばいいかなと思えます。では、ご説明を。

○事務局

補足いたしますけれども、景観計画の36ページに、流れを具体的に書いておりますけれども、審査して不適合と、仮になったときにはですね、先ず勧告ということで、これはすぐに罰則ということではございませんので、罰金とかは付きませんが、それでも従っただけでない場合には変更命令ですね、これは命令ですので勧告よりも当然、強いものでございますが、こういったものも法的に既に保証できるというふうになっております。

命令に違反した場合には罰則というようなことで、まあ実際には適用事例はなかなかないと思えますが、制度上はこういった、景観法によってですね、条例を作らなくても景観法でしっかりと提示されていると、規定されているということでございます。

○会長

はい、それでは。

○新留委員

すみません。一つ聞いてもいいですか。

○会長

はい、どうぞ。

○新留委員

一点だけ分からないのでお尋ねしたいのですが、これは平成26年の4月から37年までの計画になりますよね。では、10年ごとに見直しということですが、計画のやはり重点的な項目としては、世界遺産登録との関連が非常に重きをおいている計画だというふうに思うのですが、世界遺産登録がどうなるのか、今まだはっきりしないと思うんです。登録がなされない場合もこの計画は引き続きということですか。そこを確認です。

○会長

それでは、市の方お願いいたします。

○事務局

はい、今のご質問ですけれども、やはり市民の方が、特に自然景観や歴史景観を大切にしたいという結果が出てございます。世界遺産があるから、この写真コンテストをやったということではございませんし、純粋にコンテストをやった結果、そういった結果も出ております。既に市民の方ですね、市外の方もそういう同じような気持ちで、宗像の景観に対して思っておるというふうに考えておりますので、この景観は、やはり世界遺産はなくてもあっても、どちらにしてもやっていきたいと、啓発事業をしていく中で、そのような思いを強く感じております。

○会長

どうも、ありがとうございました。

○吉田(晴)委員

一つご意見したいのですが。

玄海地区は今回の関係で規制しますよと言うことですが、玄海小学校は去年の4月にできたのですが、これがコンクリートの打ち抜きですよ、これは子どもの視覚上といいますか、緑か何か少し色彩化をした方がいいのではと思うのですが、要するに遺産がらみでここはそのままにしないといけないと、そのあたりを子どもの情操教育というかですね、考えた時にむしろ少し色をつけてあげた方が優しくて環境にも合うのではないかと思います。ただ杓子定期的にはここはもう建てたらいけないということでもいいのかなという気がするのですが、そのあたりどんな考え方なのかお尋ねしたいのですが。

○会長

個別なことではありますけれども、一般的なお考え方でいいと思うのですが、市の方で考えがあれば。

○事務局

今の話は移転した後の方ですか。

○吉田(晴)委員

そうですね。新築の分が。はい。

○事務局

そうですね。今回の基準でいきますと建物の外観に関しましては、コンクリートやレンガ、木材などの場合には、そのままというような基準の設定にしておりますので、今のところはですね、色彩を変えるとかいった話はまだあってないという状況になってござい

ますね。

○吉田(晴)委員

変えた方がむしろ少しく環境になじむというような気もするのですが、それはもう一応そのままというわけですね。

○事務局

そうですね。今のところそういう計画にはなっていないですね。

○会長

せっかく日高先生がおられるので、何かコメントがあれば。

○日高委員

先程あの電柱の話の回答があったかと思いますがけれども、公共施設として小学校としてこれは絶対必要だということであれば、それはその適用除外することが可能になっておりますので、小学校としてどう考えるか、また、地域としてその小学校が重要なのか、世界遺産が重要なのかという話だと思います。

それはもう地域で議論するということになるのかと思います。制度上はそれを適用除外するということは十分できるということですね。

○会長

市の方、あるいは景観計画をまとめられた日高先生の確認をしていただきましたので、ここでは原案どおりとし、特に意見なしということでもとめたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

—「はい」の声—

○会長

それでは、そういうまとめということでお願いいたします。

これで、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

皆様ご協力ありがとうございました。

次に、その他ですが、事務局から何かあればお願いいたします。

○事務局

その他、特にございません。ありがとうございました。

○会長

それでは、これですべての議題が終了いたしましたので、本日の都市計画審議会を閉会したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。